

四国森林管理局 保護林管理委員会設置要領

第 1 趣旨

この要領は、「保護林制度の改正について」（平成 27 年 9 月 28 日付け 27 林国経第 49 号林野庁長官通知）の別紙「保護林設定管理要領」第 6 の 1 の規程に基づき四国森林管理局長が設置する保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

第 2 所掌事務

管理委員会は、四国森林管理局長からの求めに応じて、同局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関連する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全（緑の回廊に関する事項を含む。）についての検討を行う。

第 3 組織

- 1 管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家等から四国森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

第 4 運営

- 1 管理委員会は、四国森林管理局長が招集して開催する。
- 2 管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、議事を統括する。
- 4 委員長は、委員会の承諾を得て、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 5 管理委員会は、議事の運営上必要があると認めたときは、委員以外の学識経験者、関係地方公共団体等に対し、管理委員会への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 管理委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 7 管理委員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 8 管理委員会の議事は原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。

第 5 事務局

管理委員会の事務局は、四国森林管理局計画課において行う。

第 6 その他

- 1 国有林野の処分等に係る保護林の区域変更の検討等を早急に行う必要性が生じた場合、四国森林管理局長は、書面による管理委員会の開催を求めることができるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、四国森林管理局長が管理委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成 28 年 7 月 20 日から施行する。